

共生・協働のまちづくり 推進計画



平成23年3月

いちき串木野市

目次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 共生・協働のまちづくりとは	1
3. 共生・協働のまちづくりが必要な背景	2
4. 共生・協働のまちづくりの基本理念	3
5. 共生・協働（新しい公共）の形態と領域	4
6. 共生・協働のまちづくりを進めるための役割	5
7. 取り組みの基本方針	5
8. 新たな地域自治組織（まちづくり協議会）の設置	6
9. 地域内分権の推進	11
10. 行政からの支援	12
11. 「共生・協働まちづくり連絡協議会（仮称）」の設置	17
12. 「自治基本条例（仮称）」による位置付け	17
13. 共生・協働のまちづくりによって期待される効果	18
まちづくり協議会の流れ	19

1. 計画策定の趣旨

本市は、平成19年に策定した「第1次総合計画」において、基本方針として「市民と行政のパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』」を掲げ、新しい時代にふさわしい、市民が主役のまちづくりを進めることとしています。

本計画は、少子高齢化の進行や世帯構造の変化、住民ニーズの多様化・複雑化等の流れの中で、まちづくりの進め方を行政主導から、行政と市民の適切な役割分担へ転換するとともに、市民がまちづくりに積極的に取り組んでいくことができる地域自治・住民自治の仕組みを構築し、共生・協働のまちづくりをめざすものです。

2. 共生・協働のまちづくりとは

(1) 共生・協働の定義

第1次総合計画では、「新たなまちづくりを進めるには、多様な主体が相互にその特性や役割を認識し、尊重しながら対等な立場で共通の目的を達成するために協力していく共生・協働の精神が重要」としています。

本計画において、共生・協働のまちづくりとは、「地域の自治公民館（婦人部含む。以下同じ。）、婦人会、ボランティア、NPO、企業など市内で活動しているさまざまな団体等が、互いに又は行政と力を合わせて、地域社会発展のため、互いの特性や役割を認識し尊重しあいながら、対等な立場で地域の公共的問題の解決をめざし協力すること」と定義します。

(2) 共生・協働の主体

共生・協働のまちづくりには市民一人ひとりの積極的な参加が欠かせませんが、本市がめざす協働の相手方は個人ではなく、市内の地区ごとに設置予定の自治公民館や婦人会、各種団体等で構成する新たな地域自治組織（仮称：まちづくり協議会）を中心とした組織とします。



3. 共生・協働のまちづくりが必要な背景

少子高齢化や世帯構造の変化、つながりの希薄化などが進む中で、環境、防犯、防災などにおいて一つの自治公民館では対応できない地域課題が起きています。さらに地域が抱える課題はそれぞれ異なり、住民ニーズも多様化・複雑化しており、行政が市全域を一律に対応していくことは極めて困難になっています。また、国、地方の厳しい財政状況や地方分権・地域主権の動きも進んでいます。

こうした急激な社会変化に対応するためには、行政だけの取組では限界があり、地域住民と協働したまちづくりが大切になっています。

具体的には・・・

①家族形態の変化や地域機能の弱まり

核家族化や単身世帯の増加等により家庭力が低下しています。また、都市化の進行等により地域のつながりが薄れ、生活共同体としての互助機能も弱体化してきています。

住民の無関心など自治意識の低下や担い手不足に伴って、自治組織への加入率低下や地域活動の衰退が進むとともに、従来、家族や地域で対応していた介護や子どもの保育等は、社会で対応すべき課題となってきています。

②市民ニーズの変化

価値観や生活様式の変化に伴い、住民ニーズは複雑・多様化してきており、全域一律、公平・公正を重視した画一的な行政サービスだけでは対応しきれなくなっています。さらに、防犯・防災、福祉や子育ての不安解消などにおいて既存の自治組織の枠を超えた課題も現れてきており、住民や行政のみでは解決できない問題が増えてきています。

③少子高齢化、人口減少

少子高齢化や人口減少が進み、地域の疲弊や衰退が懸念されています。団塊世代の大量退職や少子化により、労働力人口の減少や購買力の低下、経済活力の減退を招き、これまでと同様の行政サービスの提供は難しくなると考えられています。

④市民活動団体の台頭

市民の関心は、物質的なものから内面的な満足感や自己実現等へ変化してきています。人々の幸せや人間らしさの追求、自然環境保護や安心安全の確保などを求めて、NPOやボランティア団体等が誕生しつつあります。

⑤国・地方の厳しい財政状況

国・地方ともに多額の長期債務を抱える中、景気低迷による税収減、地方交付税の減少等により厳しい財政状況を迎えています。市町村合併に伴う国からの本市への財政支援は平成27年度で期限を迎え、一段の歳入の落ち込みが見込まれることから、行政サービスのさらなる合理化・効率化が求められています。

⑥地方分権、地域主権の動き

自己決定・自己責任を原則に、住民に身近な地方自治体が創意と工夫によってサービスを提供する地方分権・地域主権の流れが進んでいます。行政サービスの権限・財源を国から地方へ移譲する流れは、市と地域の関係においても進みつつあり、地域のことは地域で決め実行できるシステムづくりが求められています。

○本市の少子高齢化、人口減少の状況

区分		昭和 60 年	平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 32 年	平成 42 年
人口 (人)		37, 878	35, 534	32, 993	31, 152	28, 352	24, 913
増 減 要 因	出生	419	279	236	219		
	死亡	337	372	386	381		
	転入	2, 127	1, 892	1, 312	978		
	転出	2, 380	1, 912	1, 552	1, 168		
高齢化率 (%)		14. 8	20. 7	26. 2	29. 3	34. 8	36. 9
65 歳以上人口		5, 616	7, 361	8, 651	9, 143	9, 858	9, 203

(将来人口は、国立社会保障人口問題研究所による推計)

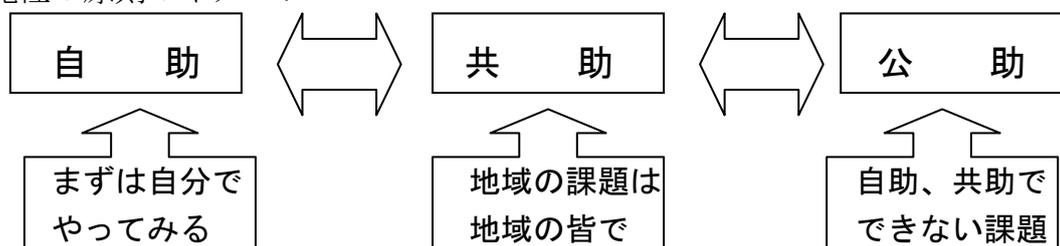
4. 共生・協働のまちづくりの基本理念

地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる、市民満足度の高い地域社会をめざし、「補完性の原則※」をもとに、市民一人ひとりが考え、責任を持って行動する市民主体のまちづくりを進めます。

まずは、意識改革！

「公共サービスは全て行政がするもの」という認識を変える必要があります。行政だけでなく、住民自治組織や市民活動団体、企業などが担うことができる公共サービスもあります。

補完性の原則のイメージ



※補完性の原則とは

個人や家族、地域でできることは自助・共助で解決し、それでもできないことを公助として行政が補完・支援していく原則です。



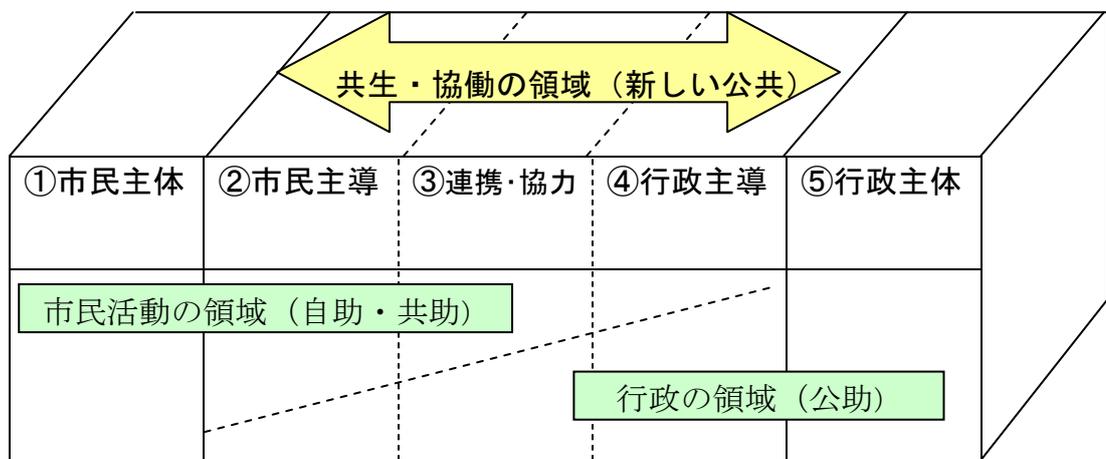
5 共生・協働（新しい公共）の形態と領域

これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、市民、地域、行政等が連携し、互いに支えあい、補完しあいながら課題を解決する、「新しい公共」領域での協働の取組が進んできています。

協働のまちづくりの範囲は、行政処分等の専権的事務や市民の私的生活など特定の分野を除き、幅広い範囲で行われます。

協働には、補助・助成、共催、委託、後援、委員会・協議会、事業協力・協定などさまざまな形態がありますが、事業内容や役割分担など状況に応じて最も効果的な形態を選んでいく必要があります。

○共生・協働の形態と領域



○共生・協働の活動例

活動の区分	活動例
①市民主体 (市民の自主的・自発的なもの)	○自宅周辺などの身近な道路の清掃や草取り ○近所の高齢者の見守り
②市民主導 (市民主導のもと、行政の協力を得るもの)	○身近な川、公園、海岸等の清掃 ○地域の防犯パトロール
③連携・協力 (市民と行政が連携・協力したもの)	○ゴミの減量化・再資源化 ○子どもの健全育成
④行政主導 (行政主導のもと、市民の協力を得るもの)	○各種委員会、審議会への参画 ○ゴミの収集
⑤行政主体 (行政が責任を持って行うもの)	○各種公共事業 ○許認可

6. 共生・協働のまちづくりを進めるための役割

共生・協働のまちづくりの基本理念に基づき、まちづくりを効果的に進めていくために、市民、地域、行政がそれぞれの立場で自分たちの役割を認識して担っていくことが大切です。

市民の役割

地域社会へ関心をもち、地区ごとに設置予定の「まちづくり協議会」や自治公民館等の行う、地域づくり活動やボランティア活動に積極的に参加・協力することが大切です。

地域の役割

地区ごとに設置予定の「まちづくり協議会」でさまざまな団体や企業が連携し、一つの自治公民館や団体でできない事業をはじめ、当該地区の課題解決に向けた取組を行います。

行政の役割

市民と連携・協力して公共的な課題の解決を目指す、共生・協働のまちづくり意識の醸成に努めると共に、まちづくり協議会を中心とした地区活動の活性化と効率的運営を図るため、人的・財政的支援をはじめ支援体制を整備します。

7. 取組の基本方針

共生・協働のまちづくりの取組の基本方針として、「市民満足度を高める」「市民の積極的な参加を進める」「透明で公正な行政運営を進める」の3つをキーワードに進めていきます。

キーワード	仕組みづくり
市民満足度を高める	<ul style="list-style-type: none"> ○身近なサービスは市民に身近なところで素早く提供できる仕組みをつくる。 ○市民の要望にきめ細かく応える仕組みをつくる。 ○地域のことは地域で決めて実行し、地域が納得できる仕組みをつくる。
市民の積極的な参加を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○行政の権限・財源を地域に移していく地域内分権を進める仕組みをつくる。 ○地域で決めたことを、市の政策に反映させる仕組みをつくる。
透明で公正な行政運営を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○行政情報は市民の共有財産であることを認識し、積極的に提供していく仕組みをつくる。 ○行政情報をわかりやすく説明し、広く市民の意見を聴く仕組みをつくる。 ○情報公開と個人情報保護を徹底する仕組みをつくる。

8. 新たな地域自治組織（まちづくり協議会）の設置

市民に身近なサービスを市民ニーズに応じてきめ細かく提供するとともに、地域内分権による行政からの権限・財源移譲の受皿ともなる新たな地域自治組織として、一定の区域ごとに「まちづくり協議会」を設置します。

(1) 区域の設定

まちづくり協議会の区域は、地域の課題に対応できる規模で、かつ住民が一体感を得られ、共同体意識をもって生活を営む区域とし、自然集落をもとに形成される自治公民館を基礎として、地理的・歴史的につながりが深い地区の自治公民館連絡協議会の範囲により16地区を設定します。

(2) まちづくり協議会の構成

まちづくり協議会は、区域内の自治公民館、婦人会（部）、子ども会、高齢者クラブ、PTA、学校、消防団、ボランティア団体、体育協会等各種団体のほか、地区内の企業により構成し、地区のまちづくりの中心的な役割を担うものとします。

自治公民館、婦人会はその中核的な構成員であり、まちづくり協議会の設置の仕方は地区の実情により

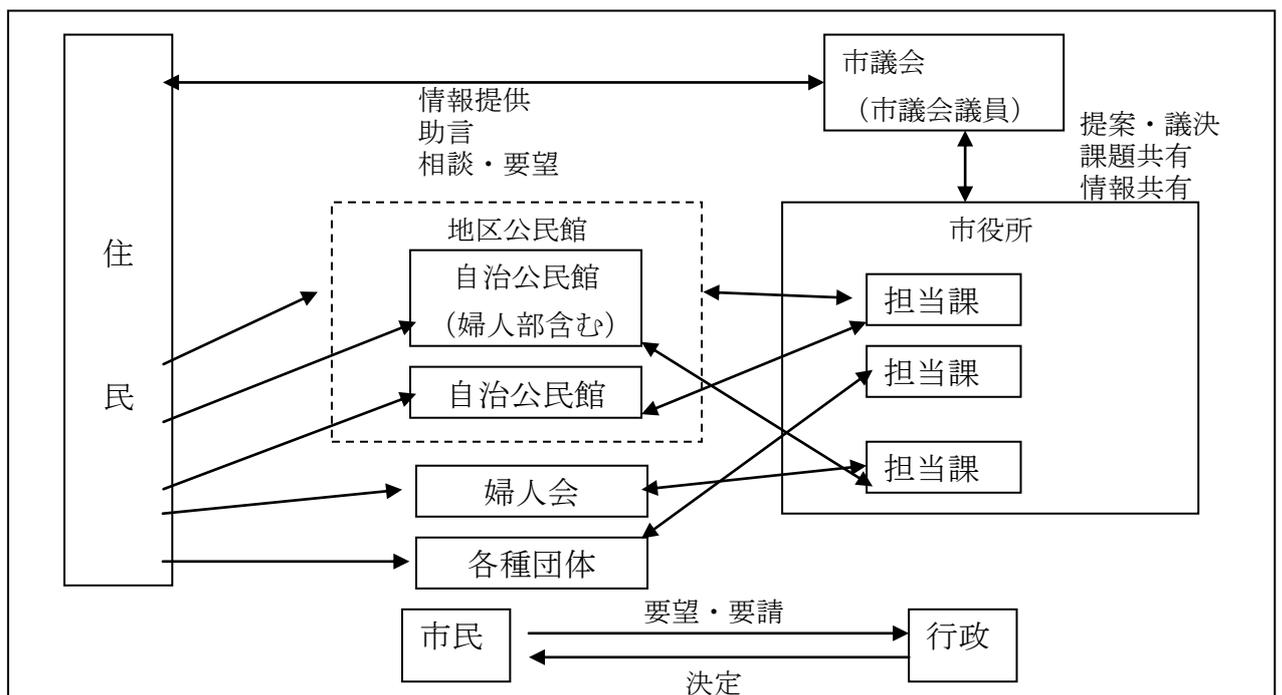
①これまでの地区公民館（地区内の自治公民館連絡協議会）の組織を再構築し、その機能を発展拡充させる方式

②自治公民館、婦人会を中心に各種団体を構成員とした新たな組織を設置する方式があります。

共生・協働で進めるまちづくりのイメージ

これまでは・・・「行政主導」

公共サービスは専ら行政が行うものと考え、自治公民館、婦人会や各種団体、住民はそれぞれに行政による課題解決を求めてきました。市民からの意見や要望が多様化・複雑化する中で、行政により対応することが困難な場合があります。

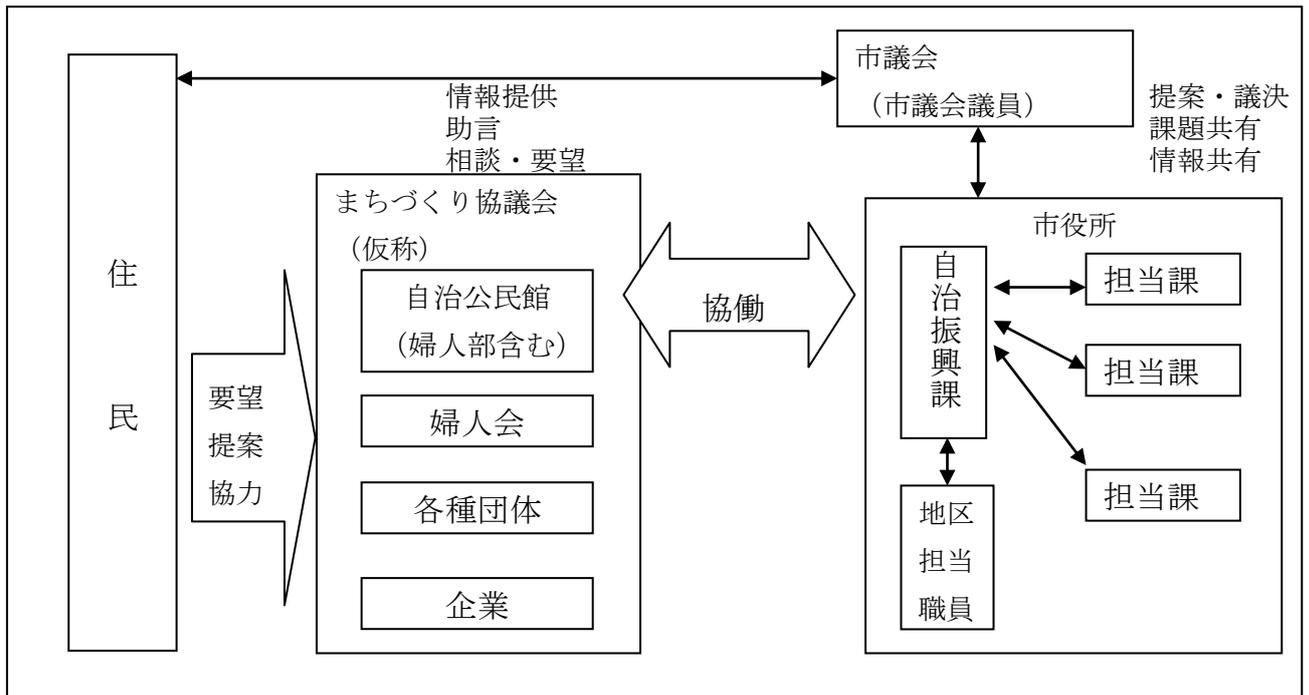


これからは・・・「市民主体」

地域の自治公民館、婦人会、各種団体がそれぞれの力を「まちづくり協議会」に結集し、地域づくりを自らの問題として捉えていきます。

「まちづくり協議会」は、地域の課題解決や活性化策を自ら考え実行し、行政とも連携・協力し「協働」で取り組んでいきます。

地域のことを自ら考え、自ら取り組むことで、まちづくりに対する市民満足度が高まってくるのが期待されます。



※自治公民館、婦人会、各種団体それぞれ団体単独の要望等は、従来どおり直接担当課と協議します。

(3)位置付

まちづくり協議会は、地区内の公共サービスのあり方、地区活性化策をはじめ、秩序を保つためのルールづくりなど、地区の特性や実情に応じた自主的なまちづくり活動を行うとともに、当該地区住民を代表する機関として市長の諮問等に応じる機能を有するものとします。

(4)組織

まちづくり協議会は、当該地区住民の代表機関として住民の意思を決定する機能のほか、決定された事項を実行していく執行機能を併せ持つものとします。

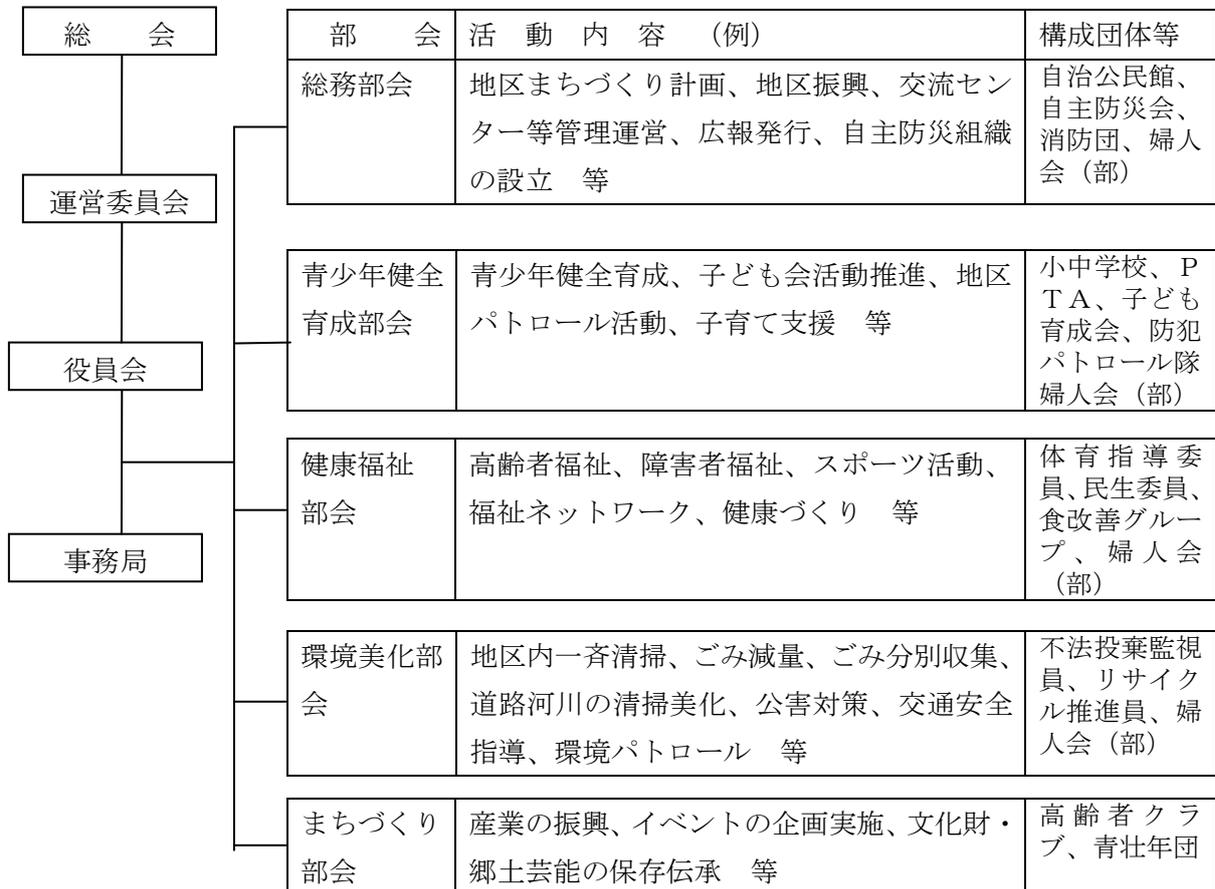
①意思決定機能

- 総会：まちづくり協議会の最高の議決機関であり、重要事項等の決定を行います。（定例会・臨時会、全員総会、代議員制等あり）
- 運営委員会：役員会の運営に誤りや偏りがでないように、チェックする役割を担うとともに、地区内の総合的施策の調査検討を行います。

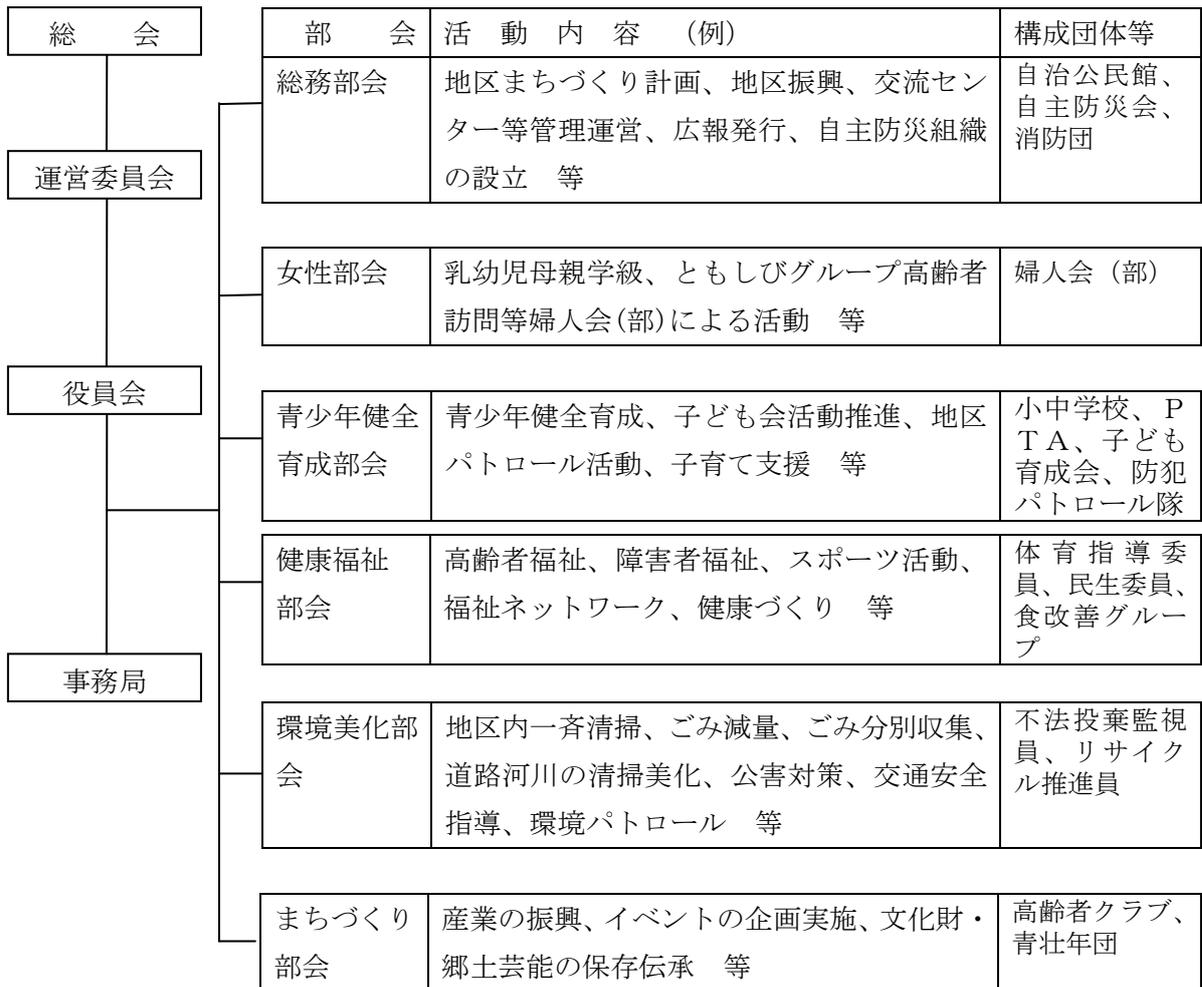
②執行機能

- 役員会：まちづくり協議会の執行機関として、全体の取りまとめや運営を担当します。
- 各部会：地区内にある各種団体を中心に、その活動内容によって設置します。地区の実態に応じて設ける常設機関であり、総務部会、青少年健全育成部会、健康福祉部会、環境美化部会、まちづくり部会などが考えられます。
 複数の部会活動に関わる婦人会（部）は、地区の実情に応じ、
 - ①関連する複数の部会の構成員になる方法
 - ②独自に「女性部会」を設置し他の部会と連携して共同活動する方法が考えられます。
- 特別委員会、実行委員会：協議会の活動のうち、特別的・重点的、または部会をまたがって連携して取り組むことが必要な場合に設けるもので、臨時的又は期間を限定して設けるのが一般的です。
- 事務局：まちづくり協議会の運営に関する各種事務や事業実施に伴う事務を行います。

■運営体制の例①



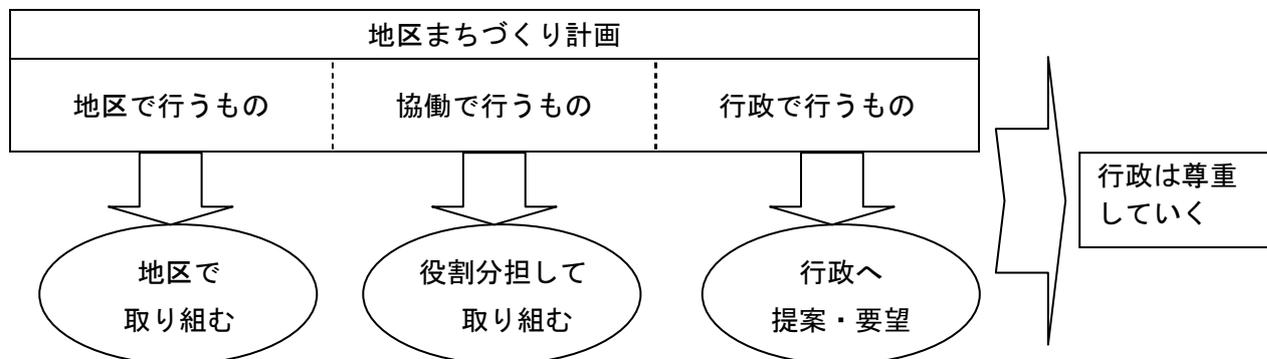
■運営体制の例②



※上記はあくまで例であり、地区の実情に応じて地区で協議して決定するものとします。

(5)地区まちづくり計画の策定

地区が抱える問題や解決方法、地区がめざす将来像などを話し合い、「地区（自分たち）で行うもの」、「協働（地区と行政）で行うもの」「行政で行うもの」に分けて役割分担を明確にし、地区まちづくり計画としてまとめます。計画期間は概ね5年間とし5年ごとに見直します。計画に基づき、まちづくり協議会の各部会で事業を行っていきます。



分野	地区で行うもの	協働で行うもの	市で行うもの
防犯・ 防災	<ul style="list-style-type: none"> 散歩時の見回り あいさつ運動 地区内防犯パトロール 避難訓練 自主防災組織の結成など 	<ul style="list-style-type: none"> 救命救護訓練 防犯・防災講習会 災害時要援護者支援制度の構築 防災資機材の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及・啓発 防災無線の整備 他市との災害応援協定の締結など
環境	<ul style="list-style-type: none"> 地区内清掃美化活動 ゴミの分別 自宅周辺の清掃など 	<ul style="list-style-type: none"> 市内一斉清掃活動 海の日海岸清掃 不法投棄パトロールなど 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミ収集、処理 環境情報の提供や知識の啓発 環境美化条例の制定など
福祉	<ul style="list-style-type: none"> 福祉活動への参加 独居老人への声かけ 敬老会の開催 ともしびグループ活動 高齢者サロンの設置など 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり教室、講演会 福祉関係講演会 配食サービスなど 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉計画の策定 各種補助事業 福祉情報の提供など
教育・ 子育て	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域での見守り 学校ボランティアへ参加 地域文化の伝承 ふるさと塾の開催 「寺子屋」の開催など 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て講演会 青少年健全育成事業 学校放課後児童クラブなど 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援情報の提供 次世代育成支援計画策定 乳幼児医療の助成など 各種補助事業 など

9. 地域内分権の推進

行政は、住民のまちづくりへの積極的参加と住民満足度を高めるため、行政が持っている権限・財源のうち、地区でしか解決できないことや住民が身近なところで自ら判断し実施したほうがよい事務、多くの住民意向を反映すべき事務等について、まちづくり協議会へ移譲を進めていきます。

(1) 権限・財源の移譲

まちづくり協議会へ移譲する権限・財源については、(2)の付与する機能を考慮し、受け手となるまちづくり協議会の体制整備や活動状況等を踏まえながら、実施していくものとします。

(2) まちづくり協議会に付与する機能

- ①当該地区の重要計画等に関して、市長から諮問された事項に対する調査審議、答申（総合計画、保健福祉計画等）
- ②当該地区での市の施策等に関する市長への提案
（道路整備計画、公共施設建設計画、都市景観事業等）
- ③市の事務事業により当該地区に重大な影響が及ぶことが想定される場合、事前に協議を受けること。
（公共施設の休廃止、迷惑施設の設置、基幹道路の設置等）
- ④市の事務事業のうち、まちづくり協議会で受託して実施した方がよいと考えられる事項の申し出（公園・コミュニティセンター等の管理運営、道路水路等の維持補修等）
- ⑤地区まちづくり計画の策定、実行（地区振興計画の策定、実行）

(3) 地区での決定事項の尊重

行政は、まちづくり協議会で決定された事項について尊重し、行政において計画・実行する政策にその内容が反映されるよう努めるものとします。

（まちづくり協議会に付与された機能に係る上記項目の答申、提案等の尊重等）

10. 行政からの支援

まちづくりに主体的に取り組むのは市民ですが、市民にまかせっきりにするわけではあり
ません。行政は、まちづくり協議会を中心とした地区活動の活性化と効率的運営を図るため、
人的・財政的な支援制度を設けるほか、活動拠点の提供やリーダーの養成等に取り組んでい
きます。

(1) 人的支援

まちづくり協議会設置によるまちづくりを進めるためには、地区住民の理解と協力を
得ることが不可欠です。このため、市職員を地区担当職員として配置し啓発に努めると
ともに、まちづくり協議会の設立と運営をサポートします。

地区担当職員は、地区とのパイプ役として行政情報を提供・収集するほか、地区の活
動内容に応じたアドバイスや専門知識の提供、地区の将来像やまちづくりの方向性を示
した地区まちづくり計画の策定・実行等、地区自らの取組を側面から支援します。

①地区担当職員制度

1. 目的

市民と行政との相互理解と信頼関係を深め、地区の自主的・自立的なまちづくりを
進めるため、市内の一定の区域ごとに職員を配置し、まちづくり協議会の行うまちづ
くり活動を支援します。

2. 組織体制

(1) 地区担当職員

- ①人数は、各地区単位に3～4名、主として課長補佐級～係長級職員を兼務によ
り配置します。（原則、管理職は除く）
- ②人選は、当該地区の居住者、出身者、希望者等を考慮して行います。
- ③任務は、共生協働のまちづくりの仕組みの啓発、まちづくり協議会の設立支援
及び活動に対する助言等を行います。

(2) 地区担当者会議

各地区担当職員の班長で構成する会議で、各地区の取組状況の把握とその実施の
支援、各地区の相互調整を行うため、自治振興課が主宰し定期的に開催します。

(3) 地区まちづくり庁内調整会議

地区担当者会議で話し合われた事項のうち庁内で連携調整して対応すべきもの
について既存の庁内会議（調整会議、政策会議）に提起し、協議します。

3. 具体的な担当業務

- (1) 共生・協働の仕組みの趣旨、内容等の地区役員・住民への説明
- (2) まちづくり協議会設置に向けた情報提供、情報収集、助言
（まちづくり協議会の具体的な組織構成例、規約例の提示、会議の組織運営などの
検討、地区の実情把握など）
- (3) 地区まちづくり計画作成等に向けた情報提供や相談・助言
（地区課題把握のための手法の提示、計画策定手法の提示、地区まちづくり計画に
基づく申請手順の提示、事業計画・予算検討時の助言など）

- (4) 地区の問題解決に向けて必要な情報提供、指導、助言
- (5) 市の政策、計画に関する情報提供、住民意向の把握
(市の政策、計画を地区住民に説明、住民からの相談受付、意見交換などで住民意向を把握)
- (6) その他まちづくりの推進に関すること

(2) 財政的支援

まちづくり協議会の設置や運営にかかる補助制度をはじめ、「地区まちづくり計画」の策定及び実施に係る支援、地区の特色を活かした独自のまちづくりに関する企画提案を支援する制度を設けるほか、国県補助制度の活用、各種補助金を統合した一括交付金化についても検討します。

① まちづくり協議会設置、運営に係る補助金

1. まちづくり協議会設置補助金（限度額 1 地区 10 万円）
 - まちづくり協議会区域設定に係る調整
 - 地区の取組意思の決定、設立準備
 - 準備委員会の発足
 - 組織案・事業計画・予算案の作成、規約の整備、地区住民への説明
 - 設立総会、市長への届出
 - 地区住民の意識の高揚（地区活動実践者の講演や地区での話合い）
2. まちづくり協議会運営補助金（現在の地区公民館運営補助を拡充）
 - 限度額：世帯数による
 - 500 世帯未満・・・・・・・・・・10 万円
 - 500～1,000 世帯未満・・・・・・・・15 万円
 - 1,000 世帯～1,500 世帯未満・・・20 万円
 - 1,500 世帯以上・・・・・・・・・・25 万円

② まちづくり協議会で雇用する嘱託員に対する補助

まちづくり協議会における各種事業や事務処理を円滑に進めるため、各協議会にまちづくり協議会雇用の事務局嘱託員を配置することとします。勤務条件、業務内容等は各協議会の事業内容や実施時期等により異なると考えられますが、平日の半日程度の勤務を見込み、年間雇用契約による配置とします。市は当該経費を含めた運営補助金を交付します。

業務内容としては、協議会の経理事務をはじめ、各種会議の資料作成や広報紙発行等の事務補助のほか、将来的には各協議会のインターネットホームページ開設に伴う業務等も想定されます。

- まちづくり協議会嘱託員設置補助金**
- 協議会運営や地区まちづくり計画の策定、各種事業の事務補助を行う嘱託員を設置するための経費を支援します。ただし、コミュニティセンターに管理人が常駐している場合は対象外とします。
- 限度額：1 地区 60 万円（月 5 万円×12 月）、3 年限度

③地区まちづくり計画書策定に対する補助

1. 地区まちづくり計画書策定補助金

○限度額：1地区20万円（2箇年で総額20万円、単年度精算）

例：地区の現状分析

まちづくり協議会が行う地区の現状分析（住民アンケート調査等）

：計画策定

地区まちづくり計画書の作成・印刷、研修会の開催、計画書の発表会開催

2. 地区まちづくり計画見直し補助金

○限度額：1地区5万円（地区まちづくり計画の最終期限の1年前から申請）

例：地区の現状分析

まちづくり協議会が行う地区の現状分析（住民アンケート調査等）

：計画策定

地区まちづくり計画書の作成・印刷、研修会の開催、計画書の発表会開催

④地区まちづくり計画書に基づく事業実施補助

1. ソフト事業：限度額1地区30万円

（補助率10/10、複数事業の申請可。ただし、同一事業は3年限度）

対象経費・・・地区まちづくり計画に登載してあるソフト事業

（例：地区住民の健康増進、防災、防犯、環境美化活動、高齢者支援活動など）

2. ハード事業：限度額1地区100万円

（補助率9/10、複数事業の申請可）

対象経費・・・地区まちづくり計画に登載してあるハード事業

（例：地区内生活道路の整備補修、空き家を改装した高齢者サロン設置、農産物販売所の設置など）

⑤共生・協働提案公募型まちづくり補助金

市民が自ら企画実施する事業で公益性の高いものに対する支援

5名以上の市民で組織された団体（営利目的、宗教活動、政治活動等団体は除く）

○限度額100万円（補助率8/10、ただし、同一事業の場合は3年を限度）

募集要項により応募があった事業を補助事業審査委員会で審査、判定するものです。

⑥国県補助事業等の活用検討

まちづくり協議会等が行う各種事業について、国県補助事業のほか、宝くじ資金の活用を検討します。

⑦一括交付金制度の検討

まちづくり協議会が自主的・主体的な活動を行う財源として、既存の補助金制度を見直し、一定の要素を基礎として算定する、使途を限定しない一括交付金の創設を検討します。

(3) 物的支援

市民の自主的な公益活動を支援し、共生・協働のまちづくりを推進するため、市が所有する車両、備品等を貸し出します。

まちづくり協議会等への車両、資機材等の貸与

地域活動等への車両、資機材等の貸与

- 貸与対象：まちづくり協議会、自治公民館、PTA、体育協会、高齢者クラブ、ボランティア団体等による市民の自主的な地域活動（防犯パトロール、公共施設改善事業、環境整備事業、美化活動等、文化・スポーツ活動）
- 貸与資機材等：公用車（トラック、広報車等）、刈払機、スコップ、プロジェクター、スクリーン等

(4) 事業運営に係る情報提供等

自治振興課及び市役所各課は、まちづくり協議会の活動推進に資する各種情報の収集と提供に努めます。あわせて、地区の特性を活かした事務事業や活性化策について検討し、地区担当職員との連携を図りながら、まちづくり協議会への情報提供に努めるものとします。

情報提供の内容

1. 国県等によるコミュニティ活動支援策、地区活性化策、他市町村の先進取組事例
(コミュニティ基盤強化、ボランティア活動、NPO 団体等)
2. コミュニティ活動への市民参画の推進
(市民への情報提供、参加呼びかけ、行政との共催等)
3. 事務事業の民間委託、指定管理等
(地区で決め地区で実行することが効率的な事務事業の委託の検討)
(公共施設の指定管理者制度等の検討)
4. コミュニティビジネスの促進
(地区の資源を活用した商品化、サービス提供等)
5. まちづくり協議会の取組事例の報告会開催
(他地区の取組を学び、問題点や悩みを共有し課題解決へつなげていく)

(5) 活動拠点の提供等

市は、まちづくり協議会による活動の充実と活性化のため、コミュニティセンター等まちづくり協議会の活動拠点の確保を図ります。特にコミュニティセンターが設置されていない地区については、既存の公共施設の活用、指定管理者制度との関連を含めた施設整備を図ります。また、市の広報紙やホームページなどを活用し、地区情報の発信を支援するとともに、まちづくり協議会における広報紙発行や災害補償制度等について支援策を検討していきます。

1. 活動拠点の提供

- (1) コミュニティセンター等公共施設の利用
- (2) 未整備地区でのコミュニティセンター等整備計画の策定

※コミュニティセンター等の状況

- ①指定管理者制度が導入され常駐管理人配置（冠岳、生福、照島、旭、荒川）
- ②指定管理者制度が導入されているが常駐管理人なし（川北、川南、川上）
- ③市役所羽島出張所と併設（羽島）
- ④他の公共施設を利用（上名：勤労青少年ホーム、中央：ドリームセンター）
- ⑤施設なし（本浦、大原、野平、湊、湊町）

2. 市広報紙やホームページ活用による地区情報の発信、情報共有
3. まちづくり協議会の広報紙発行に係る情報提供等
4. まちづくり協議会における活動災害補償制度の検討

(6) 行政体制の整備

まちづくり活動に関する行政側の組織体制を整備し、情報の一元化を図るほか、市職員の地区活動への積極的参加の呼びかけ等、地区との連携強化を図ります。

1. 行政組織体制の整備

- (1) 住民自治、地区活動に係る組織の充実、情報の一元化
- (2) 自治振興課と地区担当職員・関係課との連携

2. 市職員の意識改革

- (1) 共生・協働、住民自治制度の普及徹底
- (2) 地区担当職員制度の確立、市職員への研修の実施
- (3) 市職員の地区活動への積極的参加呼びかけ

(7) 地域リーダーの養成

地域の活性化とまちづくりの推進には住民の積極的な参加が不可欠であり、同時に地域の意見や考えをまとめ行動に結びつけるリーダーの役割が大切となります。地域の役員のなり手の不足や役員の持ち回りなどの課題を抱え、地域活動の低迷、停滞に苦慮している状況もあります。このため国、県等が主催するさまざまな地域づくりの研修会等の機会を活用するほか、市独自に研修会を開催する等、地域リーダーの養成に努めていきます。

11. 「共生・協働まちづくり連絡協議会（仮称）」の設置

まちづくり協議会が設置され、各地区で地域課題の解決や活性化に向けた取組が本格化すると、まちづくり協議会間における連絡調整も欠かせなくなってきました。

このため、各地区の取組状況に関する情報交換をはじめ、共生・協働のまちづくり、住民自治活動に係る課題への対応を図るため、まちづくり協議会代表者等による「共生・協働まちづくり連絡協議会（仮称）」を設置します。

これまでの各地区公民館長により構成されていた市地区自治公民館連絡協議会（市公連）は、この組織に移行していくことが考えられます。



12. 「自治基本条例（仮称）」による位置付け

市民自らが考え、決定し責任を持って行動する住民自治を実現するため、まちづくりの基本理念をはじめ、市民、地域、行政、議会などの役割や責務などを明確にするとともに、情報の共有、市民参加・協働の仕組みなど市政を進める上で基本となる事項を定めた「自治基本条例（仮称）」の制定について検討していきます。

その中では、まちづくり協議会が受け持つ役割と権能のほか、市長、市議会の関わり、自治公民館の位置づけなどについても検討することとします。

13. 共生・協働のまちづくりによって期待される効果

市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことにより、次のような効果が期待されます。

(1) 市民から見た効果

① 公共サービスの向上

行政による画一的なサービス提供では対応できなかった要望についても、まちづくり協議会など身近なところでサービス提供することにより、市民の要望に沿った迅速かつきめ細かな対応が期待できます。

② 自治意識の醸成

市民一人ひとりが住みよいまちづくりを目指して、自主的、自発的に地区の課題解決に携わることで、課題の内容や対応の決定にいたる経緯なども明らかになります。このため、まちづくりの基本は住民自治にあることが認識され、自治意識が高まります。

(2) 地区から見た効果

① 自治公民館の範囲を超えた取組が可能

少子・高齢化、核家族化などによって、単独の自治公民館ではできなくなった活動をはじめ、健康・福祉・環境・防災・防犯などにおいて自治公民館の範囲を超えた課題に地区単位で取り組むことができます。

② 地区の権限で事業実施が可能

地区で行った方が効率的なものや住民サービスが向上するものは、まちづくり協議会で行えるようになります。また、地区ごとの課題やニーズに応じた独自の事業を住民の皆さんで考えて実施することができます。

③ 住民の連帯意識

まちづくり協議会を中心とした各種活動に、住民が積極的に参加することで住民相互の連帯感も高まっていくことが期待されます。

(3) 行政から見た効果

① 効率的な行財政運営

まちづくり協議会への権限・財源の移譲により、これまでとは異なった視点で行政事務の見直しが進み、効率的な行財政運営が図られます。

② 職員の意識改革

行政と異なる発想と行動力を持つ市民との協働により、市民目線に立った行政運営など職員の意識改革が進みます。

まちづくり協議会の流れ

